（証券コード　3835）
平成21年６月４日

株　主　各　位

大阪市北区豊崎五丁目４番９号
ｅ　Ｂ　Ａ　Ｓ　Ｅ株式会社
代表取締役社長　常　包　浩　司

第８回定時株主総会招集ご通知

拝啓　ますますご清栄のこととお慶び申しあげます。
　さて、当社第８回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成21年６月19日（金曜日）午後５時までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成21年６月22日（月曜日）午後１時
２．場　　所　大阪市北区豊崎三丁目16番19号
ラマダホテル大阪　２階　菊の間
（末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項　第８期（平成20年４月１日から平成21年３月31日まで）事業報告の内容報告の件
決議事項
第１号議案　第８期（平成20年４月１日から平成21年３月31日まで）計算書類承認の件
第２号議案　剰余金処分の件
第３号議案　定款一部変更の件
第４号議案　監査役１名選任の件
第５号議案　会計監査人選任の件
第６号議案　監査役のストックオプションに関する報酬等の額および内容決定の件

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付に、ご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎　株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（http://www.ebase.co.jp/）に掲載いたしますのでご了承ください。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成20年４月１日から平成21年３月31日まで）

１．会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当事業年度の事業の状況は、当社の属する情報サービス分野におきましては、IT化によるコストダウンや効率化を行うことを背景に、IT投資は順調に推移しておりましたが、景気後退懸念より急速に顧客企業のIT投資への減速が顕在化してきております。結果、製品・サービスへの高付加価値、低価格化、高品質化、効率化に向けた取組が一層重要になってきております。又、同時に当社の重点顧客である食品業界においては、当事業年度に事故汚染米事件や中国粉ミルク汚染事件が発生した影響もあり、さらに様々な「食の安全・安心対策」に対する需要が急速に拡大しています。

このような経営環境の下、当社は、社会の緊急課題である「商品の安全・安心」に対する企業間における商品情報交換プラットフォームとしてのソリューション提供に注力しております。特に食品業界における「食の安全・安心（アカウンタビリティやトレーサビリティ)」については、生産者・加工メーカー・卸・小売を結ぶ精度の高い商品（品質管理）情報交換ニーズに対してのIT市場が急速に拡大しております。その結果、当社製品の利用者は累計で約43,000ユーザー（平成21年３月現在）となり、商品情報交換の標準プラットフォームとしての普及、標準化は順調に進行しております。

当事業年度の事業拡大への重点的な取り組みといたしましては、「食品業界」では食品スーパーを中心とした“小売企業”への「FOODS eBASE」の販売促進を強化しました。さらに“一般消費者”への「食の安全安心情報（原材料、原産地、アレルゲン等)」の情報開示が緊急課題として求められ、情報収集・管理ニーズから情報開示ニーズ（WebやPOP等）へと“一般消費者ニーズ”の進化に対応したソリューションの開発・リリースを行いました。又、加工食品にとどまらず、生鮮3品の商材の仕様書・生産履歴情報収集・管理機能を有する新製品「eB-fresh」のリリースも行いました。「環境関連市場」では、欧州の有害化学物質含有製品の輸出入規制に関わるREACH規制の予備登録が平成20年６月に施行された事から「GREEN eBASE」の需要が活発化してまいりました。さらに「商品の安全・安心関連」では、食品商材に留まらず、“生活関連商材（アパレル、日雑、化粧品等)”の仕様（品質）管理ソリューションである「GOODS eBASE」の市場での実運用もスタート致しました。これら重点事業領域に適合した製品開発をタイムリーに行う事で、今後の事業拡大に向けた開発投資を積極的に行いました。

こうした結果、当期の売上高は947,247千円（前期比35.2％増)、営業利益は382,869千円（前期比85.9％増)、経常利益は386,785千円（前期比85.5％増)、当期純利益は215,752千円（前期比82.5％増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資額は6,893千円であり、その主なものは、ハードウェアの購入5,020千円、ソフトウェアの購入1,422千円であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受け

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社は、IT産業を基盤にしており、いわゆるIT業界に属しています。IT業界自体の成長も著しいですが、社会全体のITリテラシーも向上し、ユーザーからの選別の目も厳しくなると同時に、業界内での競争環境もますます高まっています。このような環境下で、当社のビジネスモデルを計画通り遂行し、新たなビジネスモデルへの変革を行いながら、更なる成長を遂げていくには多くの課題を解決していく必要があります。

当社は、特に以下を重点課題として取り組んでまいります。

①営業体制の強化

当社ビジネスモデルは、パッケージソフトとしての“eBASE”の販売にとどまらず、商品情報交換プラットフォームとして“eBASE”をデファクト化することを前提とした戦略モデルであります。創業以来進めてまいりましたこのようなビジネスモデルは、食品業界などの市場で成功を収めており、その推進手法を他の業界へ水平展開することが可能であるものと認識しております。また、成功した業界のデファクト力を利用して、その業界により近い市場からの攻略を進めることで、より実現が容易になるものと考えております。

しかしながら、当社のビジネスモデルによる攻略市場からの利益確保のためには、マクロなビジネスモデルやビジネス戦略を理解した上で、ミクロなビジネス施策を立案、遂行するなどの高度な能力、営業センスとセールスエンジニアとしての能力を有する人材が不可欠です。さらに、当社のビジネスモデルを変化させながら、市場の垂直展開を図るためにも、やはりかなりレベルの高いビジネスセンスを有する人材を必要としております。

当社は、このような営業人材の確保のために新規採用と共に、社内人材の育成を中心に取り組んでまいります。

②開発人材の確保

当社のビジネスモデルをより加速度的に遂行するには、その基盤となるパッケージソフト“eBASE”の機能面での優位性と品質の安定が求められます。この要求を満足するには、これまで以上に秀でた技術力を有する開発人材が必要となりますが、景気の変化に伴い、優秀なIT系人材の新規採用がより困難な状況になりつつあります。開発人材の確保には、中国等の海外開発者の採用も含めて、社内人材の育成を図りながら、一部、開発の外部委託も選択肢としておりますが、当面は新規採用を強化していかざるを得ない状況です。

③サポート体制の強化

“eBASE”の機能強化、品質強化だけでなく、“eBASE”のデファクト化推進自体が“eBASE”ユーザーに顧客満足度を与えることになりますが、短期的顧客満足度向上策として、“eBASE”の操作方法、トラブル対応など、ユーザーの疑問に答える為のサポート体制の改善・増員によってより一層の体制強化に努めるべきと考えております。人員増強という単純な施策ではコストアップにならざるを得ませんので、投資対効果の最大化を計る施策を課題としています。

④事業構造の多様化

現時点での当社の事業は“eBASE”関連事業に特化しております。今後とも同事業は当社のコア事業として位置付けていく予定ではありますが、それとともに“eBASE”をミドルウェアとしてパートナー企業に販売する事業や、ネットビジネス領域への展開、他の分野のソフトウェアの開発などにより“eBASE”関連事業を補完する事業を構築していくことも課題としています。

⑤内部管理体制の強化

事業の飛躍的拡大と共に生じる業務量の増大・複雑化は、業務効率の低下だけでなく不正の発生源を生じさせる可能性があります。効率性、機能性、柔軟性、健全性を継続できるような仕組みを構築していく必要があります。当社のパッケージソフト“eBASE”は商品情報データベースとして、コンテンツマネージメント機能や承認管理機能を有していますので、当社自身が、販売管理業務、開発管理業務、営業活動管理業務に伴って発生するあらゆるコンテンツを管理し、かつ、必要な承認を得ながら、効率化を図ることが可能であるものと考えております。

(9) 財産および損益の状況の推移

区分＼期別	第 5 期 平成18年３月期	第 6 期 平成19年３月期	第 7 期 平成20年３月期	第 8 期 (当事業年度) 平成21年３月期
売上高（千円）	464,725	620,904	700,824	947,247
経常利益（千円）	131,893	201,733	208,551	386,785
当期純利益（千円）	84,916	112,325	118,210	215,752
１株当たり当期純利益(円)	8,048.98	9,501.36	8,407.55	15,073.90
総資産（千円）	378,881	724,967	802,177	1,090,003
純資産（千円）	330,750	624,478	733,824	904,056
１株当たり純資産(円)	31,350.77	44,784.76	51,359.53	62,400.40

(注) 第６期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会　平成17年12月９日企業会計基準第５号）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会　平成17年12月９日　企業会計基準適用指針第８号）を適用しております。

(10) 重要な親会社および子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
ｅＢＡＳＥ－ＮｅＸＴ㈱	31,350千円	91.69%	システムのレンタルサービス

(11) 主要な事業内容

当社は商品情報交換サービスのゲートウェイ端末として、パッケージソフト“eBASEstandard”の販売、およびクライアントサーバー型データーベースソフト“eBASEserver”の販売を主に行っております。

(12) 主要な営業所および工場

① 当社の主要な事業所

本　　社：大阪府大阪市北区

東京支社：東京都中央区

② 重要な子会社の事業所

eBASE－NeXT㈱：大阪府大阪市北区

(13) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
52名	7名増	34.29歳	3.03年

(14) 主要な借入先

該当事項はありません。

(15) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．株式に関する事項

① 発行可能株式総数　　普通株式 40,000株

② 発行済株式の総数　　14,488株（自己株式192株を除く。）

③ 当期末株主数　　588名

④　大株主（10名）

株主名	持株数	出資比率
常包浩司	5,968株	41.19%
西山貴司	775株	5.34%
大塚勉	650株	4.48%
西尾浩一	550株	3.79%
富士ゼロックス株式会社	500株	3.45%
窪田勝康	385株	2.65%
岩田貴夫	383株	2.64%
常包和子	375株	2.58%
山崎健太郎	260株	1.79%
福田泰弘	240株	1.65%

（注）　発行済株式（自己株式を除く）の総数の10分の１以上の株式を有する株主1名を含め上位10名の株主を記載しております。

⑤　その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

３．当社の新株予約権等に関する事項

新株予約権等の保有または交付状況

① 当社役員が保有する新株予約権等の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に従業員等に対して交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権に関する重要な事項

該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（平成21年３月31日現在）

地　　位	氏　　名	担当および他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	常　包　浩　司	
取　締　役	西　山　貴　司	・執行役員大阪営業部担当 ・eBASE－NeXT㈱代表取締役社長
取　締　役	大　塚　　勉	・執行役員ＣＯＯ
取　締　役	岩　田　貴　夫	・執行役員市場開発部担当
取　締　役	窪　田　勝　康	・執行役員ＣＦＯ
常勤監査役	大　林　英　雄	
監　査　役	福　田　泰　弘	

（注）1. 常勤監査役大林　英雄氏および監査役福田　泰弘氏の両氏は、会社法第２条第16号に定める「社外監査役」であります。
2. 上記のほか当事業年度において役員の兼職はありません。
3. 平成20年６月24日開催の第７回定時株主総会において、福田　泰弘氏が新たに監査役に選任され、就任いたしました。
4. 平成20年６月24日開催の第７回定時株主総会終結の時をもって、監査役浦久保　圭司氏は辞任により退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人員	支　給　額
取　締　役	5名	78,920千円
監　査　役	2名 (2名全員社外監査役)	6,555千円
合　　計	7名	85,475千円

（注） 平成18年６月26日開催の第５回定時株主総会において決議された役員報酬限度額は、取締役総額年額120,000千円以内、監査役総額年額15,000千円以内となっております。

(3) 社外役員に関する事項

取締役会等への出席状況および発言状況

区　　分	氏　　名	出席状況および発言状況
監　査　役	大　林　英　雄	当期開催の取締役会22回の全てに出席し、議案審議等に代表取締役経験者として、専門的見地から発言を適宜行っております。
監　査　役	福　田　泰　弘	監査役就任後における当期開催の取締役会17回の全てに出席し、議案審議等に代表取締役経験者として、専門的見地から発言を適宜行っております。

５．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 文書管理規程に定める保管方法、保管場所、保存期間に従い、次に定める文書（電磁的記録を含む）を保存する。

ⅰ．株主総会議事録
ⅱ．取締役会議事録
ⅲ．重要な会議の議事録
ⅳ．予算統制に関するもの
ⅴ．会計帳簿、会計伝票に関するもの
ⅵ．官公庁及び証券取引所に提出した文書の写し
ⅶ．稟議書
ⅷ．契約書
ⅸ．その他文書管理規程に定める文書

② 取締役及び監査役は、これらの文書を常時閲覧できるものとする。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① リスク管理規程により、当社のリスクカテゴリー毎の責任部署を定め、管理部担当取締役を全社のリスク統括責任者として任命し、管理部において当社全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。

② 内部監査担当が当社各部門毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に管理部担当取締役及び取締役会に報告し、取締役会において改善策を審議・決定する。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役は全社的な目標を定め、各担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び権限を含めた効率的な達成方法を定める。

② 情報システムを活用して取締役会が定期的に目標の進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

(4) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 企業倫理・コンプライアンス規程をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。

② その徹底を図るため、管理部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役職員教育等を行う。

③ 内部監査担当は、管理部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。

④ これらの活動は定期的に取締役会及び監査役に報告する。
⑤ 法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段として匿名で投稿が可能な社内Web掲示板（ホットライン）を設置し運営する。

(5) 当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社及びグループ各社における内部統制の構築を目指し、当社にグループ各社全体の内部統制担当を設けると共に、当社及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
② 当社取締役、及びグループ各社の社長は、各部門の業務の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
③ 当社の内部監査担当は、当社及びグループ各社の内部監査を実施し、その結果を取締役、グループ各社の社長及び内部統制担当に報告し、内部統制担当は必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。

(6) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 監査役は、内部監査担当の職員に監査業務に必要な事項を命令することができる。
② 監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役、内部監査責任者等の指揮命令を受けないものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 監査役に報告すべき事項を定める規程を制定し、取締役は次に定める事項を報告する。
ⅰ．重要な会議で決議された事項
ⅱ．会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
ⅲ．毎月の経営状況として重要な事項
ⅳ．内部監査状況
ⅴ．リスク管理に関する重要な事項
ⅵ．重大な法令・定款違反
ⅶ．コンプライアンスホットラインの通報状況及び内容
② 使用人は前項に関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告できるものとする。
③ 公益通報者保護法に基づき、公益通報に関わる通報者の保護を遵守する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

内部監査担当は監査の方針、計画について監査役と事前協議を行い、その監査結果を定期的に報告し、監査役と緊密に連携する。

貸　借　対　照　表

（平成21年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**931,187**	**流動負債**	**185,946**
現金及び預金	563,853	買掛金	23,211
売掛金	251,879	未払金	17,632
有価証券	99,951	未払法人税等	122,269
貯蔵品	234	未払消費税等	17,144
前払費用	4,918	預り金	5,688
繰延税金資産	10,181		
その他	1,692		
貸倒引当金	△1,523		
固定資産	**158,815**		
有形固定資産	**9,183**		
建物	1,968	**負債合計**	**185,946**
工具器具及び備品	7,215	**純資産の部**	
無形固定資産	**3,641**	**株主資本**	**904,056**
ソフトウエア	3,631	**資本金**	**189,164**
電話加入権	10	**資本剰余金**	**161,664**
投資その他の資産	**145,990**	資本準備金	161,664
投資有価証券	100,078	**利益剰余金**	**589,585**
関係会社株式	19,832	その他利益剰余金	589,585
従業員に対する長期貸付金	999	繰越利益剰余金	589,585
長期前払費用	2,245	**自己株式**	**△36,356**
差入保証金	18,215		
会員権	1,750		
繰延税金資産	2,869	**純資産合計**	**904,056**
資産合計	**1,090,003**	**負債及び純資産合計**	**1,090,003**

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成20年４月１日から
平成21年３月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売　上　高		**947,247**
売　上　原　価		**87,760**
売　上　総　利　益		**859,487**
販売費及び一般管理費		**476,617**
営　業　利　益		**382,869**
営　業　外　収　益		**3,915**
経　常　利　益		**386,785**
特　別　利　益		
固定資産売却益	669	669
特　別　損　失		
投資有価証券評価損	15,499	15,499
税引前当期純利益		**371,955**
法人税、住民税及び事業税	160,055	
法人税等調整額	△3,853	156,202
当　期　純　利　益		**215,752**

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成20年４月１日から
平成21年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金			
平成20年３月31日　残高	181,601	154,101	398,121	―	733,824	733,824
事業年度中の変動額						
新株の発行	7,562	7,562			15,125	15,125
剰余金の配当			△24,289		△24,289	△24,289
当期純利益			215,752		215,752	215,752
自己株式の取得				△36,356	△36,356	△36,356
事業年度中の変動額合計	7,562	7,562	191,463	△36,356	170,232	170,232
平成21年３月31日　残高	189,164	161,664	589,585	△36,356	904,056	904,056

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

Ⅰ．重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

① 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

② 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

③ その他有価証券　時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産の評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

① 製品・仕掛品

個別法

② 貯蔵品

移動平均法

（会計方針の変更）

当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第９号　平成18年７月５日　公表）を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物(建物附属設備)	15年
車 両 運 搬 具	６年
工具器具及び備品	３～６年

また、平成19年３月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却した翌年から５年間で均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアにつきましては、社内利用期間（５年）に基づく定額法によっております。

(3) 長期前払費用

毎期均等償却又は、販売実績等に基づいた償却を行っております。

(4) リース資産

所有権移転外ファイナンスリースに係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

（会計方針の変更）

当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成５年６月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年３月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成６年１月18日（日本公認会計士協会会計制度委員会）、平成19年３月30日改正））を適用しております。

なお、リース取引会計基準の適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

これによる損益に与える影響はありません。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

税抜方式によっております。

Ⅱ．貸借対照表に関する注記事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　23,356千円

(2) 関係会社に対する金銭債権　178千円

(3) 関係会社に対する金銭債務　989千円

Ⅲ．損益計算書に関する注記事項

関係会社との取引高

営業取引の取引高　6,892千円

営業取引以外の取引高　840千円

Ⅳ．株主資本等変動計算書に関する注記事項

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増　加	減　少	当事業年度末
普通株式	14,288株	392株	－	14,680株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増　加	減　少	当事業年度末
普通株式	－	192株	－	192株

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決　議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基　準　日	効力発生日
平成20年６月24日定時株主総会	普通株式	24,289	1,700	平成20年３月31日	平成20年６月25日

(2) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

平成21年６月22日開催の定時株主総会において、次の議案を付議いたします。

株式の種類	配当金の総額（千円）	配当金の原資	1株当たり配当額（円）	基　準　日	効力発生日
普通株式	44,912	利益剰余金	3,100	平成21年３月31日	平成21年６月23日

(3) 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

140株

Ⅴ. 税効果会計に関する注記事項

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
①流動資産	
未払事業税	9,562千円
貸倒引当金	619千円
計	10,181千円
②固定資産	
販売促進費	2,261千円
減価償却費	607千円
投資有価証券評価損	6,703千円
関係会社評価損	1,864千円
減損損失	1,313千円
計	12,751千円
評価性引当額	△9,882千円
計	2,869千円
繰延税金資産合計	13,050千円

Ⅵ. リースにより使用する固定資産に関する注記事項

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

Ⅶ. 関連当事者との取引に関する注記事項

該当事項はありません。

Ⅷ. １株当たり情報に関する注記事項

1.	１株当たり純資産額	62,400円40銭
2.	１株当たりの当期純利益	15,073円90銭

Ⅸ. 重要な後発事象に関する注記事項

該当事項はありません。

監査役の監査報告書謄本

監査役監査報告

第8期事業年度の事業報告、計算書類、これらの附属明細書その他取締役の職務執行の監査について、次のとおり報告します。

1　監査の方法及びその内容

各監査役は、取締役及び従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2　監査の結果

(1) 事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い当社の状況を正しく表示しています。
(2) 取締役の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
(3) 当社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備等についての取締役会の決議の内容は相当です。
(4) 計算書類とその附属明細書は当社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しています。

平成21年５月22日

ｅＢＡＳＥ株式会社
監査役　大林英雄　㊞
監査役　福田泰弘　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　第８期（平成20年４月１日から平成21年３月31日まで）計算書類承認の件

第８期計算書類の内容は、前記添付書類（12頁から18頁まで）に記載のとおりであります。なお、当社取締役会は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表は、法令および定款に従い、会社の財産および損益の状況を正しく示しているものと判断しております。

第２号議案　剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当金に関する事項

第８期の期末配当金につきましては、安定的な配当の継続と当期業績等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金3,100円　総額44,912,800円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成21年６月23日

第３号議案　定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 平成21年４月中旬より、「企業行動規範に関する規則」（大阪証券取引所）第９条「上場内国会社の機関の設置」の適用が開始されることに対応し、監査役会及び会計監査人を設置することに伴う変更（変更案第４条、第28条～第30条）を行うものでございます。

(2)「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」の施行に伴う、定款の整備並びにこれに伴う条数（変更案第７条～第24条）の繰り上げをするものでございます。

(3)その他会社法の規定に基づく機関運営の明確化及び用語の統一等を行うものでございます。

2. 変更の内容

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第１章　総則	第１章　総則
第１条～第３条（条文省略）	第１条～第３条（現行どおり）
（機関） 第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 １.取締役会 ２.監査役	（機関） 第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 １.取締役会 ２.監査役 ３.監査役会 ４.会計監査人
第５条（条文省略）	第５条（現行どおり）
第２章　株式	第２章　株式
第６条（条文省略）	第６条（現行どおり）
（株券の発行） 第７条　当会社は、株式に係る株券を発行する。	（削除）

現行定款	変更案
第８条（条文省略）	第７条（現行どおり）
（株主名簿管理人） 第９条　当会社は株主名簿管理人を置く。 ②　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 ③　当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。	（株主名簿管理人） 第８条　当会社は株主名簿管理人を置く。 ②　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ③　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。
第10条（条文省略）	第９条（現行どおり）
第３章　株主総会	第３章　株主総会
第11条～第14条（条文省略）	第10条～第13条（現行どおり）
（決議の方法） 第15条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主（実質株主を含む。以下同じ。）の議決権の過半数をもってこれを行う。 ②　会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。	（決議の方法） 第14条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。 ②　会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

現行定款	変更案
第16条（条文省略）	第15条（現行どおり）
第４章　取締役、監査役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
（取締役及び監査役の員数） 第17条　当会社の取締役は５名以内とし、監査役は３名以内とする。	（取締役の員数） 第16条　当会社の取締役は５名以内とする。
（取締役及び監査役の選任） 第18条　当会社の取締役及び監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ②　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。	（取締役の選任） 第17条　当会社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ②　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
（取締役及び監査役の任期） 第19条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②　補欠又は増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。 ③　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（取締役の任期） 第18条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②　補欠又は増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。 （削除）

現行定款	変更案
（取締役会の招集及び議長） 第20条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。 ②　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	（取締役会の招集及び議長） 第19条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。 ②　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
（新設）	③　取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。
（新設）	④　取締役、監査役又は会計監査人が、取締役会及び監査役の全員に対して取締役会に報告すべき事項（会社法第363条第2項の規定により報告すべき事項を除く。）を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。
（代表取締役） 第21条　取締役会はその決議によって代表取締役を選任する。	（代表取締役） 第20条　取締役会はその決議によって代表取締役を選定する。
（役付取締役） 第22条　取締役会の決議をもって、取締役の中から、取締役社長１名を選任し、必要に応じて取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。	（役付取締役） 第21条　取締役会の決議をもって、取締役の中から、取締役社長１名を選定し、必要に応じて取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

現行定款	変更案
第23条～第24条（条文省略）	第22条～第23条（現行どおり）
（取締役及び監査役の報酬等） 第25条　取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、それぞれ株主総会の決議によって定める。	（取締役の報酬等） 第24条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。
（新設）	第５章　監査役及び監査役会
（新設）	（監査役の員数） 第25条　当会社の監査役は３名以内とする。
（新設）	（監査役の選任） 第26条　当会社の監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
（新設）	（監査役の任期） 第27条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
（新設）	（常勤監査役） 第28条　監査役会はその決議によって監査役の中から常勤監査役を選定する。

現行定款	変更案
（新設）	（招集通知） 第29条　当会社の監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日より3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。
（新設）	②　監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。
（新設）	（監査役会規程） 第30条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。
（新設）	（監査役の報酬等） 第31条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。
第５章　計算	第６章　計算
第26条～第28条（条文省略）	第32条～第34条（現行どおり）
（新設）	附則
（新設）	第１条　当会社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載又は記録に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。
（新設）	第２条　当会社の株券喪失登録簿への記載又は記録は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
（新設）	第３条　本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。

第４号議案　監査役１名選任の件

当社が定款の変更に伴い監査役会設置会社となるため、新たに監査役１名を選任することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。

なお、本議案は、第３号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件としております。

また、本議案につきましては、監査役全員の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生　年　月　日）	略歴および他の法人等の代表状況		所有する当社の株式の数
森田 鎮光 （昭和27年２月20日生）	昭和49年４月	富士ゼロックス株式会社入社	33株
	平成14年４月	同社特別プロジェクト室　大阪事務所長	
	平成16年４月	同社専務付ゼネラルプロジェクトマネージャー	
	平成17年11月	eBASE-NeXT株式会社取締役就任	
	平成21年５月	富士ゼロックス株式会社退社 eBASE-NeXT株式会社取締役辞任	

（注）1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 候補者森田鎮光氏は、過去５年間において、当社の子会社であるeBASE-NeXT株式会社の業務執行者になったことがあります。同氏の当該会社における過去５年間の業務執行者としての地位及び担当は、「略歴および他の法人等の代表状況」に記載のとおりであります。

第５号議案　会計監査人選任の件

当社が定款の変更に伴い会計監査人設置会社となるため、新たに会計監査人を選任することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。

なお、本議案は、第３号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件としております。

また、本議案につきましては、監査役全員の同意を得ております。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

(1) 名　　称 (英文名称)	新日本有限責任監査法人 ERNST&YOUNG　SHINNIHON　LLC			
(2) 沿　　革	平成12年４月	監査法人太田昭和センチュリー設立		
	平成13年７月	名称を新日本監査法人に変更		
	平成15年８月	アーンスト・アンド・ヤング・グローバルへの加盟		
	平成20年７月	新日本有限責任監査法人となる		
(3) 資　本　金	721百万円			
(4) 主たる事務所 所　在　地	〒100-0011 東京都千代田区内幸町二丁目２番３号　日比谷国際ビル Tel　03(3503) 1100(代表)			
(5) 人員構成		社員	職員	合計
	公認会計士	７１９名	１，８１４名	２，５３３名
	公認会計士試験合格者等		２，１６１名	２，１６１名
	その他	１２名	１，６１３名	１，６２５名
	合計	７３１名	５，５８８名	６，３１９名
(6) 被監査会社数	金商法・会社法	１，１１５社		
	金商法単独	１４１社		
	会社法単独	１，５０７社		
	学校法人	１２９社		
	労働組合	２１社		
	その他法定監査	６２３社		
	その他任意監査	９２６社		
	合計	４，４６２社		

(平成21年３月31日現在)

第６号議案　監査役のストックオプションに関する報酬等の額および内容決定の件

当社監査役（社外監査役を除きます。）に対し、ストックオプションとして付与する新株予約権に関する報酬額を次に掲げるとおり設定することといたしたいと存じます。

なお、本議案は、第３号議案「定款一部変更の件」および第４号議案　監査役１名選任の件がいずれも承認可決されることを条件としております。

1. 付議の理由

監査役会の設置等に伴い、当社は、監査役の適正な監査に対する意識を一層高めることを目的として、社外監査役を除く監査役に対し、その報酬として新株予約権（ストックオプション）を付与することといたしたいと存じます。

2. 監査役の報酬等の額

当社の監査役の報酬等については、平成18年６月26日開催の第５回定時株主総会において年額15,000千円以内と承認されておりますが、上記の目的、当社における監査役に対する従来のストックオプションの付与状況その他諸般の事情に鑑み、上記の金銭による報酬額とは別枠で、年額5,000千円以内を第９期事業年度における当社の監査役（社外監査役を除きます。）に対するストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬等の額といたしたいと存じます。

この新株予約権に関する報酬等の額は、割当日における新株予約権１個の公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額とします。

なお、現在の監査役は２名（いずれも社外監査役）であり、第４号議案について原案どおり承認可決されますと、３名（うち社外監査役は２名）となります。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式30株を上限とする。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）を調整する。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・併合の比率また、上記の他、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整による１株未満の端数は切り捨てる。

(2) 新株予約権の総数

30個を総数の上限とする。

（各新株予約権の目的となる株式の数は１株とする。ただし、上記（1）に定める付与株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

(3) 募集新株予約権の払込金額

無償とする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における株式会社大阪証券取引所が公表する当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（１円未満の端数は切り上げ）とする。

ただし、当該金額が割当日の前日の終値（当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値）を下回る場合には、当該終値を行使価額とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（ストックオプションの権利行使による新株発行または自己株式の処分を行う場合を除く。）には、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{新規発行前の株価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式処分」、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分価額」と読み替える。

さらに、上記の他、割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

(5) 新株予約権の権利行使期間

平成25年６月22日から平成31年６月23日まで

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社および当社子会社の取締役、監査役および従業員の地位にあることを要する。

ただし、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約（以下、「割当契約」という。）に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社および当社子会社の取締役、監査役および従業員の地位を失った場合も引き続き、その権利を行

使することができる。

② 新株予約権の相続は認めない。

③ 新株予約権の質入、その他の処分は認めない。

④ その他権利行使の条件は、新株予約権発行の本総会決議および今後の当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

(7) 新株予約権の取得事由および条件

① 当社は、新株予約権者が上記（6）に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合および新株予約権を喪失した場合には、その新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認されたときには、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金の額

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要する。

(10) 新株予約権のその他の事項

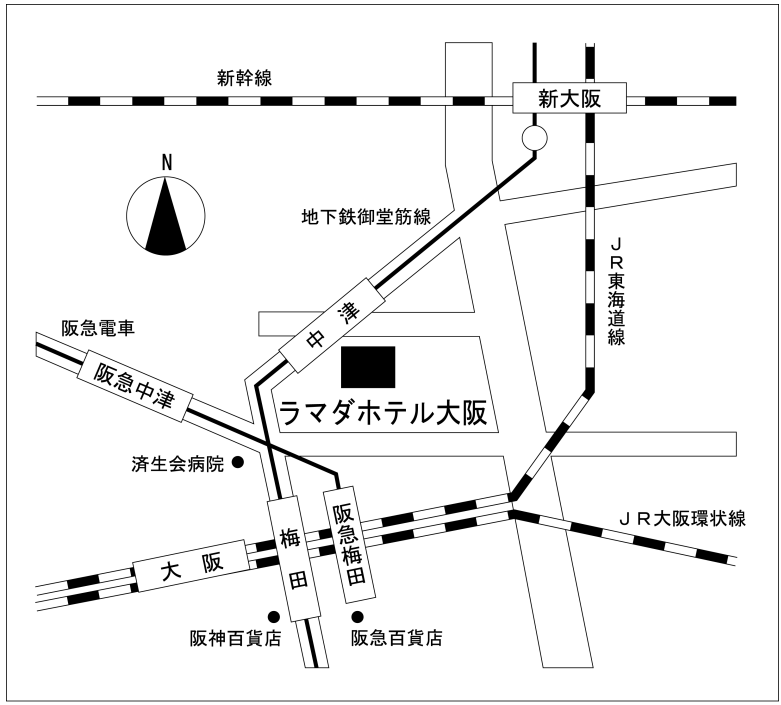
上記のほか新株予約権の募集事項、細目事項については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

以　上

株主総会会場ご案内図

会　場　〒531-0072 大阪市北区豊崎三丁目16番19号
　　ラマダホテル大阪　２階　菊の間

（会場案内図）



・地下鉄・御堂筋線「中津駅」下車梅田寄り３号出口に直結
・駐車場はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。